

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

印西市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 印西地区

(1)現況

本地域の農業については、後継者不足や従事者の高齢化などにより活力が低下しつつあり、その活性化が課題となっている。

そこで大消費地に近接する立地優位性を活かし、都市近郊農業としての発展をめざすとともに、農作物の安全・安心を望む消費者ニーズをとらえた高付加価値農業の振興等を図っていくことで地域農業の活性化を図る必要がある。

(2)目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第3号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及する。

2. 印旛地区

(1)現況

本地域は、印旛沼に面する基盤整備された干拓田や谷津田での稲作と台地上での畑作が古くから盛んであり、米や野菜を広く首都圏に供給してきた。

しかし、近年では、農業従事者の高齢化と併せて収益性が小さいことから離農するケースもあり、耕作放棄や後継者不足による農業経営の難しさ等が差し迫った問題となっており、農地の保全や担い手農家の育成が重要な課題となっている。

(2)目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第3号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及する。

3. 本埜地区

(1)現況

本地域は東部を印旛沼に面し、基盤整備された肥沃な水田が広がり、地域の5割近くを占める水田地帯の多くがこの東部に集中している。

西部は丘陵地帯と谷津地帯から成り、宅地化が進んでいるものの、水稻、畑作が行われている。

本地域においては、近年の米価の下落や農業者の高齢化、農家数の減少など農業を取り巻く環境は厳しくなっている。

そのため、地域農業の持続のために、農地の保全や担い手農家の育成が緊急の課題となっている。

(2)目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第3号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及する。

3 法第6第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	印西地区	法第3条第3項第1号及び第3号に掲げる事業
②	印旛地区	法第3条第3項第1号及び第3号に掲げる事業
③	本柵地区	法第3条第3項第1号及び第3号に掲げる事業

4 法第6第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

- (1) 法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するに当たり、県、実施市町村、農業団体等で構成する推進組織に参画することとする。
- (2) 法第3条第3項第3号に掲げる事業についても、必要に応じて(1)による推進組織を活用できることとする。